二に掲げる特定無線設備（F二D又はF三E電波四〇〇MHz帯の周波数の電波を使用するものに限る。）及び同項第四号の三に掲げる特定無線設備（以下「旧設備」という。）に係る表示は、令和六年十二月一日以降は、当該表示が付されていないものとみなす。 ［2・3　略］ 4　前項の規定によりなお従前の例によることとされる審査により技術基準適合証明等を受けた旧設備に付する表示は、令和六年十二月一日以降は、当該表示が付されていないものとみなす。	二に掲げる特定無線設備（F二D又はF三E電波四〇〇MHz帯の周波数の電波を使用するものに限る。）及び同項第四号の三に掲げる特定無線設備（以下「旧設備」という。）に係る表示は、平成三十四年十二月一日以降は、当該表示が付されていないものとみなす。 ［2・3　同上］ 4　前項の規定によりなお従前の例によることとされる審査により技術基準適合証明等を受けた旧設備に付する表示は、平成三十四年十二月一日以降は、当該表示が付されていないものとみなす。
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

（施行期日）

1　この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　この省令の施行の際現にこの省令による改正前の無線設備規則の一部を改正する省令附則第二項及び第三項の規定により免許又は予備免許（以下この項において「免許等」という。）を受けている簡易無線局の無線設備であって、この省令による改正前の同令による改正後の無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第五十四条に規定する条件に適合しない無線設備に係る周波数の使用について令和四年十一月三十日までとする旨の免許等の条件が付されているものについては、当該免許等の有効期間が令和六年十一月三十日以前に満了するものは当該条件が付されていないものとみなし、令和六年十二月一日以降に満了するものは令和六年十一月三十日までとする旨の免許等の条件が付されているものとみなす。

3　この省令の施行前に受けている電波法第百三条の二第十五項第三号の規定による総務大臣の確認については、なおその効力を有する。

○法務省令第四十二号

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和三年法律第三十七号）の施行に伴い、並びに建物の区分所有等に関する法律（昭和三十七年法律第六十九号）第六十一条第九項及び第十二項並びに第六十三条第二項の規定に基づき、建物の区分所有等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年九月一日

法務大臣　上川　陽子

建物の区分所有等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

建物の区分所有等に関する法律施行規則（平成十五年法務省令第四十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定を加える。

改正後	改正前
（署名に代わる措置） **第四条**　［略］ （電磁的方法による通知又は催告に係る相手方の承諾等） **第六条**　次に掲げる規定により電磁的方法による通知又は催告をしようとする者は、あらかじめ、当該通知又は催告の相手方に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。 一　法第六十一条第九項 二　法第六十一条第十二項 三　法第六十三条第二項 2　前項の電磁的方法の種類及び内容は、次に掲げる事項とする。 一　第三条第一項各号に規定する電磁的方法のうち、送信者が使用するもの 二　ファイルへの記録の方式 3　第一項の規定による承諾を得た者は、同項の相手方から書面又は電磁的方法により電磁的方法による通知又は催告を受けない旨の申出があったときは、当該相手方に対し、当該通知又は催告を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該相手方が再び同項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。	（署名押印に代わる措置） **第四条**　［同上］ ［条を加える。］
備考　表中の［　］の記載及び二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

附　則

この省令は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行の日（令和三年九月一日）から施行する。